高齢者の総合相談窓口です
地域包括支援センター

地域で暮らす高齢者のみなさんを、介護、福祉、健康、医療などの様々な面から支えるために設けられた機関です。保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの専門職員が配置されており、それぞれの専門性を生かし相互連携しながら業務に当たっています。

介護保険・介護予防
要支援１・２と認定された方の介護保険サービスの利用や介護認定手続きのお手伝い、介護予防のための健康づくりをお手伝いします。

生　活　相　談
介護に関する心配ごとや生活全般の相談など、幅広く相談を受けて必要なサービスや制度を紹介し、関係機関につなぎます。

権利擁護・消費者被害
成年後見制度の紹介や利用のお手伝い、消費者被害への対応、高齢者虐待の早期発見や防止のための取組を行っています。

高齢者の見守り
一人暮らしの高齢者の自宅で異変があった時の早期発見のため、地域の団体や民間業者と協力して見守りのネットワークを作っています。

地域包括支援センター担当区域

名　称 センター住所		電話番号 FAX番号	担当地域（町名）
小樽市東南部地域包括支援センター		TEL:51-2301 FAX:52-1142	朝里、朝里川温泉、桂岡町、桜、新光、新光町、銭函、張碓町、春香町、船浜町、星野町、望洋台、見晴町
〒047-0154	朝里川温泉2丁目692番地109		
小樽市南部地域包括支援センター		TEL:61-7268 FAX:61-7269	有幌町、住吉町、住ノ江、入船、松ヶ枝、最上、信香町、若松、奥沢、天神、新富町、真栄、築港、勝納町、若竹町、潮見台、天狗山
〒047-0008	築港11番５号 (ウイングベイ小樽５番街１階)		
小樽市中部地域包括支援センター		TEL:24-2525 FAX:24-2575	港町、堺町、東雲町、相生町、山田町、花園、色内、稲穂、富岡、緑、錦町、豊川町、石山町、手宮、末広町、梅ヶ枝町、清水町、長橋1・2丁目
〒047-0032	稲穂2丁目22番1号 (小樽経済センタービル１階)		
小樽市北西部地域包括支援センター		TEL:28-2522 FAX:28-2523	赤岩、忍路、オタモイ、幸、塩谷、祝津、高島、長橋3～5丁目、桃内、蘭島、旭町
〒048-2671	オタモイ1丁目20番18号 (特別養護老人ホームやすらぎ荘内)		

利用時間　**月曜日～土曜日　9:00～17:00（休業日：日曜日、祝日、年末年始）**
※電話による相談は24時間対応

問合せ先
小樽市　TEL：32－4111（代表）
【保険給付に関すること】福祉保険部　介護保険課（内線453～455、460、474）
【地域支援事業、地域包括支援センターに関すること】
福祉保険部　福祉総合相談室地域包括ケアグループ（内線313）

新版 よくわかる 小樽の介護保険

令和３～５年版



目　次

- 介護（介護予防）サービスを利用するまでの手続… 1
- ケアプランの作成…… 3
- 利用できるサービス…… 4
- 介護サービス・介護予防サービスの利用者負担…… 5
- 介護保険で利用できる主なサービスと費用の目安… 6
- 介護保険サービス利用料の軽減等 ……13
- 地域支援事業…… 15
- 小樽市の状況…… 21
- 介護保険料の決め方…… 22
- 65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料…… 23
- 保険料の納め方…… 25

小樽市

介護（介護予防）サービスを利用するまでの手続

介護（介護予防）サービスを利用するには、小樽市に申請をし、要介護認定（要支援認定）を受ける必要があります。
申請から認定、サービスを利用するまでの流れを見てみましょう。

申請する

サービスの利用を希望する方は、本人又は家族が介護保険課の窓口に「要介護認定」の申請をします。また、寝たきりの家族の介護で申請に行くことができない場合や、心身が不自由で一人暮らしの方の場合などには、居宅介護支援事業者や介護保険施設、地域包括支援センターなどに申請を代行してもらうことができます。

※申請書は、小樽市のホームページからダウンロードすることもできます。

要介護認定《認定調査》



心身の状態を調べるために、本人と家族などへの聞き取り調査を行います。
また、小樽市から主治医に対し医学的視点から見る本人の身体状況についての意見書を作成依頼します。

コンピュータ判定《一次判定》

主治医の意見書



介護認定審査会

《二次判定》



認定調査による一次判定結果と主治医の意見書を基に、保健、医療、福祉の専門職が審査します。

認　定

要介護５ 要介護４ 要介護３ 要介護２ 要介護１	介護保険のサービスによって生活機能の維持改善を図ることが適切な方など	介護サービス
要介護２ 要支援１	介護保険の対象者だが要介護状態が軽く、生活機能が改善する可能性が高い方など	介護予防サービス 介護予防・生活支援サービス
非該当	介護保険の対象外だが、生活機能が低下したり、将来的に介護が必要となる可能性が高い方など	地域支援事業

利用できるサービス

介護サービス
◎要介護１～５の方◎
介護保険の介護給付を利用できます。

介護予防サービス
◎要支援１・２の方◎
介護保険の予防給付を利用できます。

介護予防・生活支援サービス（総合事業）
◎要支援１・２の方◎
訪問型・通所型サービスを利用できます。

地域支援事業
◎非該当の方◎
小樽市が行う地域支援事業を利用できます。

介護サービス計画を作る

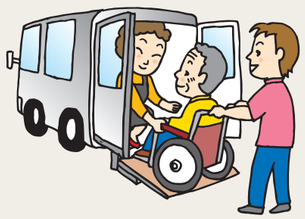
（ケアプラン）

ケアマネジャーなどと相談して、どんなサービスをどのように利用するかという「ケアプラン」を作成します。



※介護サービス計画は自分で作成することもできます。詳細については御相談ください。

サービスを利用する



ケアプランに基づいてサービスを利用します。
所得に応じ、かかった費用の１割～３割が利用者負担となります。

更　新

※認定の有効期間は6か月から48か月です。
※有効期間が切れる前に更新申請をすることができます。
※有効期間満了の 60 日前になったら、小樽市から更新申請の御案内を送付いたします。

区分変更申請
認定有効期間内に心身の状態に変化があった場合には、要介護度の見直しをするため、認定区分の変更申請ができます。

40歳以上のみなさん（被保険者）

介護や支援が必要と認められたら、介護保険のサービスが利用できます。
●保険料を納めます。
●サービスを利用するため、要介護認定の申請をします。
●サービスを利用し、利用料を支払います。

第１号被保険者
65歳以上の方

第１号被保険者は、介護や支援が必要であると小樽市の認定を受けた場合に、サービスを利用できます。

第２号被保険者
40～64歳の方（医療保険に加入している方）

第2号被保険者は、老化が原因とされる病気（特定疾病）により介護や支援が必要となったとき、小樽市の認定を受け、サービスを利用できます。（交通事故などが原因の場合は除く）

※申請には、医療保険証が必要です。

特定疾病

●がん（医師が一般に認められている医学的知見にもとづき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）
●関節リウマチ
●筋萎縮性側索硬化症
●後縦靭帯骨化症
●骨折を伴う骨粗鬆症
●初老期における認知症
●進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
●脊髄小脳変性症
●脊柱管狭窄症
●早老症
●多系統萎縮症
●糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
●脳血管疾患
●閉塞性動脈硬化症
●慢性閉塞性肺疾患
●両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

ケアプランの作成

要介護 1～5

介護が必要とされる方

介護保険の介護サービスを利用できます。

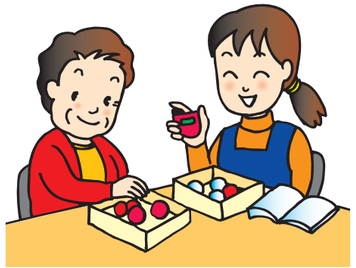
ケアプランの作成《ケアマネジメント》

居宅介護支援事業所のケアマネジャーが、利用者の希望や状態に応じたケアプランを作成します。利用者はケアプランに基づいて介護サービス事業者が提供するサービスを利用します。

施設に入所の場合

介護保険施設に入所する場合は、その施設内でケアプランを作成することになります。





要支援 1･2

支援が必要とされる方

介護保健の介護予防サービスや介護予防･生活支援サービスを利用できます。

介護予防ケアプランの作成《ケアマネジメント》

原則として地域包括支援センターが、利用者の状況に合った介護予防ケアプランを作成し、それに基づいて介護予防サービスを利用します。

★介護予防サービス利用の流れ

地域包括支援センターに相談します → 利用者の心身の状態などを把握し課題を分析します → 介護予防ケアプランを作成します → 本人・家族がプランに同意します → 介護予防サービス、介護予防・生活支援サービスを利用します

非　該　当

介護や支援が必要となるおそれが高い方

小樽市が行う地域支援事業を利用できます。

地域包括支援センターに相談します → 利用者の心身の状態などを把握し課題を分析します → 必要に応じて介護予防ケアプランを作成することができます → 地域支援事業による介護予防サービスを利用します

利用できるサービス



介護サービス（介護給付）

6～12ページを御覧ください。

居宅サービス

●訪問サービス
- 訪問介護（ホームヘルプサービス）
- 訪問入浴介護
- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 居宅療養管理指導

●通所サービス
- 通所介護（デイサービス）
- 通所リハビリテーション（デイケア）

●短期入所サービス
- 短期入所生活介護（ショートステイ）
- 短期入所療養介護（ショートステイ）

●その他
- 特定施設入居者生活介護
- 福祉用具購入費の支給
- 福祉用具の貸与
- 住宅改修費の支給
- 居宅介護支援

施設サービス
- 介護老人福祉施設（原則要介護3～5）
- 介護老人保健施設
- 介護療養型医療施設
- 介護医療院

地域密着型サービス

住み慣れた地域での生活を支えるためのサービスです。
- 夜間対応型訪問介護
- 地域密着型通所介護（デイサービス）
- 認知症対応型通所介護
- 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- 小規模多機能型居宅介護
- 看護小規模多機能型居宅介護
- 定期巡回･随時対応型訪問介護看護
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（原則要介護3～5）

介護予防サービス（予防給付）

9～10ページを御覧ください。

居宅サービス

●訪問サービス
- 介護予防訪問入浴介護
- 介護予防訪問看護
- 介護予防訪問リハビリテーション
- 介護予防居宅療養管理指導

●通所サービス
- 介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

●短期入所サービス
- 介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）
- 介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）

●その他
- 介護予防特定施設入居者生活介護
- 介護予防福祉用具購入費の支給
- 介護予防福祉用具の貸与
- 介護予防住宅改修費の支給
- 介護予防支援

地域密着型サービス

住み慣れた地域での生活を支えるためのサービスです。
- 介護予防認知症対応型通所介護
- 介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- 介護予防小規模多機能型居宅介護

通所サービスについては…

■運動器の機能向上
■栄養改善
■口腔（こうくう）機能の向上などを選択して受けられます。

介護予防・生活支援サービス（総合事業）

15ページを御覧ください。

■訪問型サービス　■通所型サービス

地域支援事業による介護予防サービス

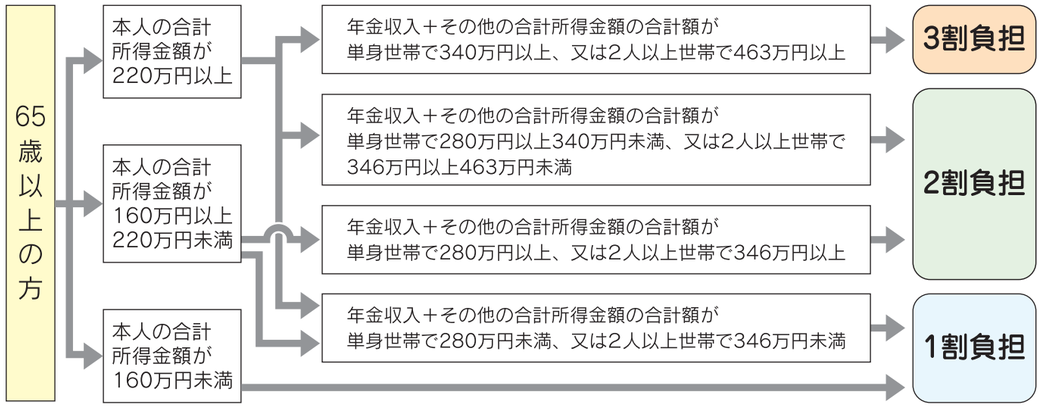
17～20ページを御覧ください。

■地域版介護予防教室　■シニアからだづくり教室　■認知症予防教室　……など

介護サービス･介護予防サービスの利用者負担

ケアプランに基づいて居宅サービスを利用するとき、みなさんがサービス事業者に支払うのは、かかった費用の１割～３割です。認定者には自己負担の割合を記載した「介護保険負担割合証」を発行します。

利用者負担の判定基準



※第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）、市民税非課税の方、生活保護受給者は上記にかかわらず1割負担。
※合計所得金額については、23ページ左下の説明を参照。
　その他の合計所得金額とは、合計所得金額から、年金の雑所得を除いた所得金額。

居宅サービスの支給限度額

介護保険の主な居宅サービスを利用する際には、要介護状態区分別に1か月に利用できる限度額（支給限度額）が定められています。

主な居宅サービスの支給限度額

要介護状態区分	支給限度額	自己負担額（1割の場合）
要支援 1	50,320円	5,032円
要支援 2	105,310円	10,531円
要介護 1	167,650円	16,765円
要介護 2	197,050円	19,705円
要介護 3	270,480円	27,048円
要介護 4	309,380円	30,938円
要介護 5	362,170円	36,217円

支給限度額を超えてサービスを利用する場合は…

左の表の支給限度額を超えてサービスを利用した場合には、超えた分は全額が利用者の自己負担となります。
※短期入所サービスを利用した場合は、サービス費用の自己負担分のほか、食費、居住費（滞在費）、日常生活費が利用者負担となります。
※通所サービスを利用した場合は、サービス費用の自己負担分のほか、食費、日常生活費が利用者負担となります。

支給限度額とは別枠となるサービス

以下のサービスは、居宅サービスの種類に含まれていますが、支給限度額とは別枠となります。

■ 福祉用具購入費（介護予防福祉用具購入費）の支給　■ 住宅改修費（介護予防住宅改修費）の支給
■ 居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）　■ 特定施設入居者生活介護（介護予防特定施設入居者生活介護）

介護保険で利用できる主なサービスと費用の目安

「認定」を受けるとサービスの中から選択して利用できます。

介護給付

※要介護 1～5の方が利用できます。

金額はそれぞれのサービスを利用したときにかかる費用のおおよその目安です。<（ ）内の数字は利用者負担の目安です。1割負担の例。>

［訪問介護（ホームヘルプサービス）］

ホームヘルパーが家庭を訪問し、食事、入浴、排せつなどの身体介護や調理、掃除などの生活援助を行います。また、通院などのための乗車又は降車を含めた介助もあります。

●身体介護 1回につき

	（ ）内は利用者負担
20分以上30分未満	2,500(250)円
30分以上１時間未満	3,960(396)円

※以降、サービス提供時間に応じて30分ごとに料金が加算されます。
※早朝、夜間、深夜は加算料金がかかります。

●生活援助 1回につき

	（ ）内は利用者負担
20分以上45分未満	1,830(183)円
45分以上	2,250(225)円

※「45分以上」以降の単位の設定はありません。
※早朝、夜間、深夜は加算料金がかかります。



●通院等乗降介助

	（ ）内は利用者負担
１回につき	990(99)円

※移動に要する料金は、別途自己負担が必要です。

［訪問入浴介護］

浴槽などの入浴設備を家庭に持ち込んで、入浴の介護を行います。

（ ）内は利用者負担
１回につき
12,600(1,260)円



［定期巡回・随時対応型訪問介護看護］

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行います。

（ ）内は利用者負担

１月につき	介護・看護利用	介護のみ利用
要介護１	83,120(8,312)円	56,970(5,697)円
要介護２	129,850(12,985)円	101,680(10,168)円
要介護３	198,210(19,821)円	168,830(16,883)円
要介護４	244,340(24,434)円	213,570(21,357)円
要介護５	296,010(29,601)円	258,290(25,829)円

［訪問看護］

通院困難な方などに訪問看護ステーションや医療機関の看護師などが家庭を訪問して、主治医と連携を取りながら療養上の世話や必要な診療の補助を行います。

●訪問看護ステーションの場合

	（ ）内は利用者負担
20分以上30分未満	4,700(470)円
30分以上１時間未満	8,210(821)円

●病院又は診療所の場合

	（ ）内は利用者負担
20分以上30分未満	3,980(398)円
30分以上１時間未満	5,730(573)円

※以降、サービス提供時間に応じて30分ごとに料金が加算されます。
※早朝、夜間、深夜は加算料金がかかります。

［訪問リハビリテーション］

理学療法士や作業療法士又は言語聴覚士が家庭を訪問してリハビリテーションを行います。

（ ）内は利用者負担
1回につき	3,070(307)円

[通所介護（デイサービス）]

デイサービスセンターに通い、食事、入浴の提供や日常生活動作訓練、レクリエーションなどが受けられます。
また、認知症対応型のデイサービスでは、認知症についての専門的なケアを受けられます。

●所要時間7時間以上8時間未満　　（ ）内は利用者負担

1回につき	地域密着型	通常規模型	認知症対応型
要介護 1	7,500(750)円	6,550(655)円	9,920(992)円
要介護 2	8,870(887)円	7,730(773)円	11,000(1,100)円
要介護 3	10,280(1,028)円	8,960(896)円	12,080(1,208)円
要介護 4	11,680(1,168)円	10,180(1,018)円	13,160(1,316)円
要介護 5	13,080(1,308)円	11,420(1,142)円	14,240(1,424)円

※送迎にかかる料金が含まれています。
※入浴介助を受けると加算料金がかかります。
※食費については別途自己負担があります。
※その他の日常生活費がかかる場合があります。
※地域密着型：利用定員18人以下の事業所
※通常規模型：1月当たりの平均利用延人員が301人～750人
※認知症対応型：認知症の利用者を対象。定員12人以下。

[通所リハビリテーション（デイケア）]

介護老人保健施設や医療機関などに通い、理学療法士や作業療法士などによるリハビリテーションが受けられます。



●所要時間6時間以上7時間未満　（ ）内は利用者負担

1回につき	通常規模型
要介護 1	7,100(710)円
要介護 2	8,440(844)円
要介護 3	9,740(974)円
要介護 4	11,290(1,129)円
要介護 5	12,810(1,281)円

※送迎にかかる料金が含まれています。
※入浴介助を受けると加算料金がかかります。
※食費については別途自己負担があります。
※その他の日常生活費がかかる場合があります。

[短期入所生活介護（ショートステイ）]

●1日につき、併設型・ユニット型個室

（ ）内は利用者負担

要介護 1	6,960(696)円
要介護 2	7,640(764)円
要介護 3	8,380(838)円
要介護 4	9,080(908)円
要介護 5	9,760(976)円

[短期入所療養介護（ショートステイ）]

●1日につき、老人保健施設・ユニット型個室の利用

（ ）内は利用者負担

要介護 1	8,330(833)円
要介護 2	8,790(879)円
要介護 3	9,430(943)円
要介護 4	9,970(997)円
要介護 5	10,490(1,049)円

※送迎を受けると加算料金がかかります。(片道ごと)　※食費・滞在費については別途自己負担があります。　※その他の日常生活費がかかる場合があります。

介護保険では、このようなサービスは頼めません。

次のようなサービスは、訪問介護などで受けることはできません。
頼みたいサービス内容を確認してから適正なサービスを受けましょう。



- 来客の対応（お茶や食事の手配など）
- ペットの世話
- 留守番
- 草むしりや花木の手入れ
- 自家用車の洗車や清掃
- 家族など利用者以外のための家事（家族全員分の食事準備や洗濯など）
- 雪かき
- 家具や電気器具などの移動や修繕
- 室内外の家屋の修理
- 医療行為
  ※訪問看護サービスなどを利用しましょう。
- 金銭や貴重品の取扱い（預貯金の引き出しや年金の受取など）など
  ※日常生活自立支援事業（旧・地域福祉権利擁護事業）や成年後見制度を利用しましょう。

[小規模多機能型居宅介護]

利用者の選択に応じて、施設への「通い」を中心に、短期間の「宿泊」や自宅への「訪問」を組み合わせ、日常生活上の支援や機能訓練を行います。

●1月につき　　（ ）内は利用者負担

要介護 1	104,230(10,423)円
要介護 2	153,180(15,318)円
要介護 3	222,830(22,283)円
要介護 4	245,930(24,593)円
要介護 5	271,170(27,117)円

※食費、日常生活費、宿泊費は別途自己負担があります。

[看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）]

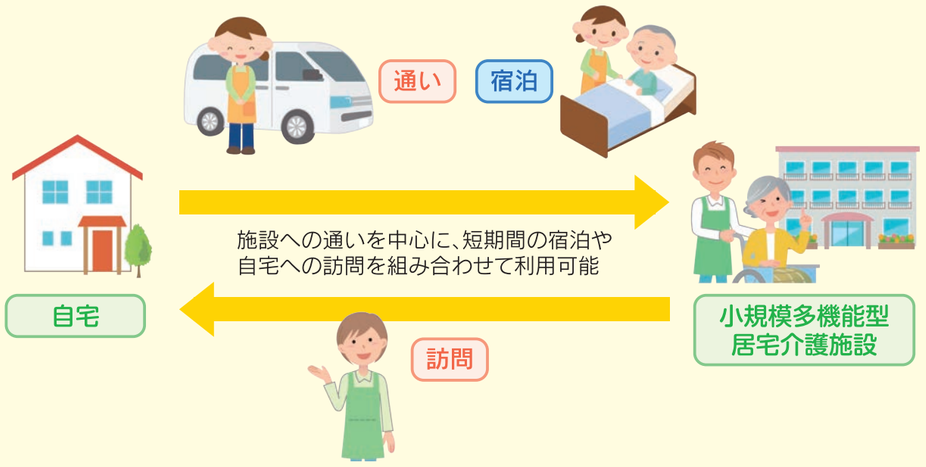
利用者の選択に応じて、施設への「通い」を中心に、短期間の「宿泊」や自宅への「訪問」（介護）に加えて、看護師などによる「訪問」（看護）も組み合わせることで、介護と看護の一体的なサービスが受けられます。

●1月につき　　（ ）内は利用者負担

要介護 1	124,380(12,438)円
要介護 2	174,030(17,403)円
要介護 3	244,640(24,464)円
要介護 4	277,470(27,747)円
要介護 5	313,860(31,386)円

※食費、日常生活費、宿泊費は別途自己負担があります。

小規模多機能型居宅介護　サービスイメージ



[認知症対応型共同生活介護（グループホーム）]

認知症の利用者がグループホームに入所し、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、食事や入浴などの支援や機能訓練が受けられます。

●1日につき
ユニット数が2以上の場合　　（ ）内は利用者負担

要介護 1	7,520(752)円
要介護 2	7,870(787)円
要介護 3	8,110(811)円
要介護 4	8,270(827)円
要介護 5	8,440(844)円

※家賃、水道光熱費、食費、日常生活費は別途自己負担があります。

[特定施設入居者生活介護]

指定を受けた有料老人ホームなどに入所している方が、食事や入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練を受けられます。

●1日につき
一般型の場合　　（ ）内は利用者負担

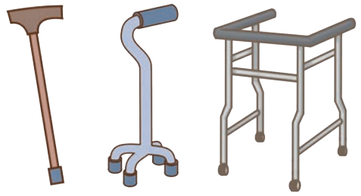
要介護 1	5,380(538)円
要介護 2	6,040(604)円
要介護 3	6,740(674)円
要介護 4	7,380(738)円
要介護 5	8,070(807)円

※家賃、管理費、食費、日常生活費は別途自己負担があります。
※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。

［福祉用具の貸与］日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。

・手すり
（工事を伴わないもの）
・スロープ
・歩行器
・歩行補助つえ
○車椅子
○車椅子付属品
○特殊寝台
○特殊寝台付属品（マットレスなど）
○床ずれ防止用具（エアーマットなど）
○体位変換器
○認知症老人はいかい感知機器
○移動用リフト（つり具を除く）
◇自動排せつ処理装置





※ 自己負担額はレンタル費用の1～3割です。
※ 使用期間を6か月ごとに設定し、その都度必要性を見直すこととなります。
※ ○の用具は要支援1、要支援2及び要介護1の方は原則として対象となりません。
※ ◇の用具は要支援1、要支援2及び要介護1～3の方は原則として対象となりません。

予防給付

※要支援 1･2 の方が利用できます。

金額はそれぞれのサービスを利用したときにかかる費用のおおよその目安です。<（ ）内の数字は利用者負担の目安です。1割負担の例。>

■訪問型サービス
■通所型サービス
（介護予防･生活支援サービス事業として提供されます。詳細は15ページを御覧ください）

●訪問入浴介護

1回につき	8,520(852)円

●訪問看護
（訪問看護ステーションの場合）

20分以上30分未満	4,500(450)円
30分以上1時間未満	7,920(792)円

（病院又は診療所の場合）

20分以上30分未満	3,810(381)円
30分以上1時間未満	5,520(552)円

●訪問リハビリテーション

1回につき	3,070(307)円

●通所リハビリテーション（1月につき）

要支援1	20,530(2,053)円
要支援2	39,990(3,999)円

●認知症対応型通所介護（1回につき、所要時間7時間以上8時間未満）

要支援1	8,590(859)円	要支援2	9,590(959)円

●短期入所生活介護（1日につき、併設型･ユニット型個室）

要支援1	5,230(523)円	要支援2	6,490(649)円

●短期入所療養介護（1日につき、老人保健施設･ユニット型個室）

要支援1	6,210(621)円	要支援2	7,820(782)円

●特定施設入居者生活介護（1日につき）

要支援1	1,820(182)円	要支援2	3,110(311)円

●小規模多機能型居宅介護（1月につき、同一建物居住者以外が対象）

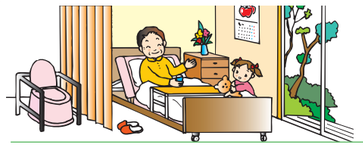
要支援1	34,380(3,438)円	要支援2	69,480(6,948)円

●認知症対応型共同生活介護（1日につき、2ユニット以上）

要支援2	7,480(748)円

※要支援1の方は利用できません

その他の給付



◎福祉用具購入費の支給

要介護又は要支援の認定を受けた方が、身体の状態に合わせて入浴や排せつなどに使用する福祉用具を、北海道知事が指定した事業所から購入した場合の費用のうち、申請により負担割合に応じて7割～9割分までの支給が受けられます。

対象品目　腰掛便座（ポータブルトイレ、補高便座）、入浴用補助具（シャワーチェア、浴室用すのこ、浴槽用手すりなど）、自動排泄処理装置の交換可能部品、簡易浴槽、移動用リフトのつり具部分

※申請には、福祉用具を購入した際の領収書とカタログの写しなど、購入した用具が分かるものが必要です。領収書は被保険者本人に宛てたものでなければなりません。
※福祉用具購入費の支給は、毎年4月1日から翌年3月31日までの間は累積され、合計で10万円までを対象に購入費用の7割～9割が支給されます。10万円を超えた分については、その超えた分は全額自己負担となります。
（例）購入費用が12万円の場合、支給対象額は10万円となりその9割（9万円）が支給されます。この場合の自己負担額は支給対象額の1割（1万円）に10万円を超えた分（2万円）を加えた3万円となります。
※支給方法には購入費用を一度全額支払った後、直接7割～9割分を受領する「償還払い」と購入費用の1割～3割分を支払い、7割～9割分の受領を販売事業所に委任する「受領委任払い」があります。(注)
(注)「受領委任払い」は小樽市に受領委任払い取扱いの届出をしている販売事業所から購入した場合のみ利用できます。

◎住宅改修費の支給

要介護又は要支援の認定を受けた方が、身体の状態に合わせて手すりの取付けや、段差の解消などの小規模な住宅改修を行った場合の費用のうち、申請により負担割合に応じて7割～9割分の支給を受けられます。

対象工事

手すりの取付け、段差の解消、床の材料変更、扉の取替え、便器の取替え

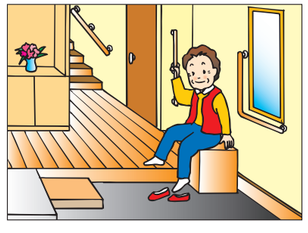
事前申請制度について

あらかじめ小樽市に申請を行う必要があります（事前申請制度）。
手続については、次のとおりです。

1 改修内容をケアマネジャーに相談。 → 2 改修前に、小樽市へ申請書類を提出。 → 3 小樽市が承認した後、改修工事実施。 → 4 改修費用（自己負担分）を工事業者に支払う。 → 5 領収書など、必要書類を小樽市に提出。

※受領委任払いの場合

※住宅改修費の支給は、著しい身体状況の変化や転居による居所の変更があった場合などを除き累積され、合計で20万円までを対象に改修費用の7割～9割が支給されます。20万円を超えた分については、その超えた分は全額自己負担となります。
（例）改修費用が25万円の場合、支給対象額は20万円となりその9割（18万円）が支給されます。この場合の自己負担額は支給対象額の1割（2万円）に20万円を超えた分（5万円）を加えた7万円となります。
※新築、増築の増築部分などの工事と同時に行われる住宅改修は、原則、住宅改修費の支給対象となりません。
※住宅を改修した際の領収書は、被保険者本人に宛てたものでなければなりません。
※支給方法には工事費用を一度全額支払った後、直接7割～9割分を受領する「償還払い」と工事費用の1割～3割分を支払い、7割～9割分の受領を工事業者に委任する「受領委任払い」があります。(注)
(注)「受領委任払い」は小樽市に受領委任払い取扱いの届出をしている工事業者で工事を行った場合のみ利用できます。



施設サービスの種類

介護保険施設に入所して受けるサービスを「施設サービス」と呼びます。心身の状態や介護の必要性などで下記の種類に分かれています。入所を希望する際は、各施設に直接申し込みをします。

[介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)]

常に介護が必要で、自宅での介護が困難な方が対象の施設で、入浴や食事などの日常生活上の支援や機能訓練、療養上の世話などのサービスを提供します。

●1日につき　　( )内は利用者負担

	個室(ユニット型)	個室(従来型)	多床室
要介護 3	7,930(793)円	7,120(712)円	7,120(712)円
要介護 4	8,620(862)円	7,800(780)円	7,800(780)円
要介護 5	9,290(929)円	8,470(847)円	8,470(847)円

※居住費、食費、日常生活費は別途自己負担があります。
※原則要介護 3 以上の方が対象。要支援の方は利用できません。

[介護老人保健施設(老人保健施設)]

医学的管理の下における介護、看護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、在宅復帰を支援する施設です。

●1日につき　　( )内は利用者負担

	個室(ユニット型)	個室(従来型)	多床室
要介護 1	7,960(796)円	7,140(714)円	7,880(788)円
要介護 2	8,410(841)円	7,590(759)円	8,360(836)円
要介護 3	9,030(903)円	8,210(821)円	8,980(898)円
要介護 4	9,560(956)円	8,740(874)円	9,490(949)円
要介護 5	10,090(1,009)円	9,250(925)円	10,030(1,003)円

※居住費、食費、日常生活費は別途自己負担があります。
※要支援の方は利用できません。

[介護療養型医療施設(療養病床等)]

療養病床等を有する病院または診療所で、長期にわたる療養を必要とする利用者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練などを提供する施設です。

●1日につき　　( )内は利用者負担

	個室(ユニット型)	個室(従来型)	多床室
要介護 1	7,060(706)円	5,930(593)円	6,860(686)円
要介護 2	8,010(801)円	6,850(685)円	7,810(781)円
要介護 3	10,020(1,002)円	8,890(889)円	9,820(982)円
要介護 4	10,900(1,090)円	9,740(974)円	10,700(1,070)円
要介護 5	11,660(1,166)円	10,520(1,052)円	11,460(1,146)円

※居住費、食費、日常生活費は別途自己負担があります。
※要支援の方は利用できません。

施設サービスの費用

施設及び短期入所生活(療養)介護サービスの居住費(滞在費)と食費

介護保険施設に入所した場合や、短期入所生活(療養)介護サービスを利用した場合は、①サービス費用の自己負担分　②居住費(滞在費)　③食費　④日常生活費が利用者の負担となります。

❶サービス費用の自己負担分 ＋ ❷居住費等 ＋ ❸食　費 ＋ ❹日常生活費

実際に負担する額は、施設との契約によって決まり、施設によって異なる場合があります。
そのうち、居住費(滞在費)、食費は以下の取扱いになっています。

基準費用額　居住費等・食費の利用者負担は施設と利用者の間で契約により決められますが、基準となる額(基準費用額)が定められています。

居住費・食費の基準費用額<1日につき>

居　室　区　分				食　費
ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
2,006円	1,668円	1,668円 (1,171円)	377円 (855円)	1,445円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護の場合は(　　)内の金額になります。



※居室区分
・ユニット型個室…少人数ごとに共同リビングあり
・ユニット型個室的多床室…リビングがあるが、隣室と完全に仕切られていない
・従来型個室…リビングなし　　・多床室…2名以上の相部屋

居住費・食費の減額申請

■ 低所得の方は施設利用が困難にならないように、申請により上記費用の減額を受けることができます。
■ 減額の認定を受けるためには、「介護保険負担限度額認定申請書」を提出する必要があります。(年度ごと)
■ ①本人と世帯が分かれている配偶者の所得も判定の対象となります。
②預貯金等が基準額以下の場合に対象となります。
基準額(第2段階:単身650万円、夫婦1,650万円
第3段階①:単身550万円、夫婦1,550万円　第3段階②:単身500万円、夫婦1,500万円)
■ 認定の結果、下記の第1段階～第3段階②のいずれかに該当した場合、「介護保険負担限度額認定証」が交付されますので、施設に提示してください。

	段階ごとの対象者の要件	居住費(滞在費)の限度額			食費の限度額
		ユニット型個室	ユニット型個室的多床室 従来型個室	多床室	
第1段階	■ 老齢福祉年金を受けている方で、世帯全員が市民税非課税の方 ■ 生活保護を受けている方	820円	490円 ※1(320円)	0円	300円
第2段階	■ 世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額とその他の合計所得金額と非課税年金収入額の合計が80万円以下の方	820円	490円 ※1(420円)	370円	390円 ※2(600円)
第3段階①	■ 世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額とその他の合計所得金額と非課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	1,310円	1,310円 ※1(820円)	370円	650円 ※2(1,000円)
第3段階②	■ 世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額とその他の合計所得金額と非課税年金収入額の合計が120万円超の方	1,310円	1,310円 ※1(820円)	370円	1,360円 ※2(1,300円)
第4段階(非該当)	■ 世帯員のいずれかに市民税が課税されている(別世帯の配偶者も含む)	施設が定めた金額			

※その他の合計所得金額とは、合計所得金額から、年金の雑所得を除いた所得金額。
※1(　)内の金額は、老人福祉施設(特別養護老人ホーム)に入所、又は短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の額。
※2(　)内の金額は、ショートステイを利用した場合の食費の限度額。

介護保険サービス利用料の軽減等

高額介護サービス費

１か月の間に利用したサービスの利用者負担の合計額（同じ世帯に利用者が複数いる場合は、世帯の合計額）が高額になり、右の表の「上限額」を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費」として支給されます。

区分	対象者	自己負担上限額
(1)	■老齢福祉年金を受けている方で世帯全員が市民税非課税の方 ■生活保護を受けている方	15,000円
(2)	■世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方	15,000円
(3)	■世帯全員が市民税非課税で区分(2)以外の方	24,600円
(4)	■市民税課税世帯の方	44,400円
(5)	■年収約383万円以上770万円未満の方	44,400円
(6)	■年収約770万円以上1,160万円未満の方	93,000円
(7)	■年収約1,160万円以上の方	140,100円

※その他の合計所得金額とは、合計所得金額から、年金の雑所得を除いた所得金額。

高額介護サービス費の「受領委任」

市内の介護保険施設に入所している方で、その施設が高額介護サービス費の受領委任を行っている場合は、限度額を超える分の受領を施設に委任することができます。

この場合、利用者は始めから自己負担上限額までの金額を支払うだけでよいことになります。

※詳しくは施設にお問合せください。

高額医療・高額介護合算療養費制度

世帯内の同一の医療保険の加入者について、毎年８月から翌年７月までの１年間にかかった医療保険と介護保険の自己負担(※)を合計し、限度額を超えた場合に、その超えた金額が支給されます。

※ 入院時の食費負担や差額ベッド代等は含みません。

70歳未満の方がいる世帯

所得区分（基礎控除後の総所得金額等）	限度額
901万円超	212万円
600万円超～901万円以下	141万円
210万円超～600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
市民税非課税世帯	34万円

70歳以上の方がいる世帯

所得区分	限度額
課税所得690万円以上	212万円
課税所得380万円以上	141万円
課税所得145万円以上	67万円
一般（課税所得145万円未満）	56万円
市民税非課税世帯	31万円
市民税非課税世帯（所得が一定以下）	19万円(注)

(注)介護サービス利用者が世帯内に複数いる場合は31万円。

利用者負担の減免

災害により財産に著しい損害を受けたときや、生計を維持している方の収入が特別な事情（死亡や長期入院、事業の休廃止など）により前年に比べて著しく減少した場合には、申請により利用者負担が減免される場合があります。

社会福祉法人が行う利用者負担の軽減

社会福祉法人が行う下記のサービスを利用される方のうち、下の表の要件に該当する方が対象となります。

対象となるサービス

①訪問介護（ホームヘルプ）
②通所介護（デイサービス）
③夜間対応型訪問看護
④認知症対応型通所介護
⑤小規模多機能型居宅介護
⑥短期入所生活介護（ショートステイ）
⑦定期巡回・随時対応型訪問介護看護
⑧看護小規模多機能型居宅介護
⑨地域密着型通所介護
⑩介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
⑪地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
⑫訪問型サービス（総合事業）
⑬通所型サービス（総合事業）
（④～⑥は介護予防サービスも対象）

対象となる方

軽減の要件	軽減割合 利用者負担	軽減割合 食費・居住費
世帯全員が市民税非課税で、次の１～5の全てに該当する方 1 世帯全員の年間収入見込額の合計が一人世帯で150万円以下、世帯の人数が一人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。 2 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が一人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。 3 負担能力のある親族に扶養されていないこと。 4 居住財産を除いて、世帯全員が活用できる資産を所有していないこと。 5 介護保険料を滞納していないこと。	25%	25%
老齢福祉年金を受けている方で、上記の要件を満たしている方	50%	50%
生活保護を受けている方		100%（居住費のみ）

※年度ごとにあらかじめ申請し、認定を受ける必要があります。

訪問介護利用者負担の助成

訪問介護を利用される方のうち、以下に該当する方は、いったん利用者負担を支払っていただき、後日領収書を添付して申請することにより、負担された金額の1/4の額が助成されます。

対象となる方

世帯全員が市民税非課税で、下記のいずれかに該当する方
- ■老齢福祉年金を受給している方
- ■利用者負担額を支払うことにより、世帯の収入が生活保護基準年額以下となる方

下記の訪問介護サービス費は助成の対象になりません
- ■社会福祉法人が行う利用者負担の軽減を受けている場合

地域支援事業

介護予防・生活支援サービス（総合事業）

要介護認定で要支援1・2と判定された方等を対象に実施しています。

訪問型サービス ［訪問介護相当型サービス］

居宅でホームヘルパーによる掃除、洗濯、調理等の生活支援及び入浴介助などの身体的介助を行い、利用者の心身機能の維持回復を図り、自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持向上を目指します。

負担額の目安（１割の場合）	週１回程度利用	1,176円 / 月
	週２回程度利用	2,349円 / 月
	週２回を超える利用	3,727円 / 月（要支援２の方のみ）

通所型サービス ［通所介護相当型サービス］

デイサービスセンターにおいて、日常生活上の支援と機能訓練を行い、利用者の心身機能の維持回復を図り、自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持向上を目指します。

負担額の目安（１割の場合）	要支援１の方		1,672円 / 月
	要支援２の方	週１回程度利用	1,672円 / 月
		週２回程度利用	3,428円 / 月

その他の地域支援事業

高齢者が地域において、自立した日常生活を営むことができるよう小樽市独自の支援をしています。

家族介護教室

対象となる方	市内にお住まいの介護者、又は家族介護に興味のある方

負担の少ない介護を目指し「こんなふうにすれば楽」な介護の「コツ」などについての講座を開催し、介護についての疑問や悩みを情報交換します。
※開催時期等は市HP又はお問合わせください。（毎年開催時期が異なります。）

問合せ先 **福祉保険部 福祉総合相談室 地域包括ケアグループ** TEL 32-4111 内線 313

介護用品助成

対象となる方	次の要件を満たす方 ①要介護認定で要介護３、要介護４又は要介護５と判定された在宅の方（要介護３の方は、要介護認定に係る認定調査票の「排尿」「排便」の項目から、介護用品が必要であると判断された方） ②市民税が非課税の方

要介護3の方は１か月当たり4,000円、要介護４又は要介護５の方は１か月当たり5,000円を上限として介護用品購入助成券を交付します。
【助成できる品目】紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋、清しき剤、ドライシャンプー、使い捨て防水シーツ

寝たきり高齢者等理美容サービス

対象となる方	65歳以上の在宅で寝たきりの方や在宅で寝たきりの身体障がい者の方

理容師又は美容師が居宅を訪問する理美容サービスの利用助成券（年間６枚、１回に付き2,000円の助成）を交付します。
※利用者は１回に付き1,500円の自己負担があります。



家族介護慰労金支給

対象となる方	次の要件を満たす方 ①要介護認定で要介護４又は要介護５と判定された在宅の高齢者で、過去１年（３か月以上の長期入院をした場合は、前後を合算して１年間）を通して小樽市に住民登録があり、介護保険のサービス（１週間以下のショートステイを除く）を受けていない方を同居で介護している方 ②高齢者世帯、介護者世帯ともに市民税非課税世帯であること。

日常の介護に対する慰労として年額10万円の慰労金を支給します。

在宅復帰支援型ヘルパー派遣サービス

対象となる方	次の要件を満たす方 ①要介護認定を受けていない65歳以上の方で、疾病などにより一時的に生活援助を必要とする方 ②小樽市に住民登録があり、一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯に属している方

疾病などにより入院をしていた方が退院後、自宅復帰する際の一定期間においてホームヘルパーによる生活援助サービスを行います。（１日１時間以内、週２回、最大６週間以内の制限があります。）
※利用料金については一部自己負担があります。

緊急対応型ショートステイ

対象となる方	要介護認定を受けていない65歳以上の方で、疾病、出産、冠婚葬祭などの理由で、一時的に家族による日常生活に必要な養護を受けることができない方

養護老人ホームなどの空きベッドを利用して、短期間の宿泊を伴い各種の支援を行います。
※利用料金については一部自己負担があります。
※施設の状況等により、調整に時間を要する場合があります。

給食サービス

対象となる方	65歳以上の一人暮らしの高齢者の方や高齢者のみの世帯など

週1回お弁当を自宅にお届けし、安否確認を行います。
※利用料金については一部自己負担があります。



緊急通報システム導入経費助成

対象となる方	65歳以上の一人暮らしの高齢者の方や高齢者のみの世帯の方で、心臓疾患、高血圧などの慢性疾患のため日常生活上常時注意を要する状態にある方

急病やけがなどの緊急事態でも簡単に通報できるシステムを導入する場合の経費（登録手数料など）を1万円を上限として助成します。
※機器利用に係る費用（月額基本料金など）は全額自己負担となります。



はいかい高齢者位置情報検索システム導入経費助成

対象となる方	はいかいのおそれのある高齢者を自宅で介護している家族の方

はいかいした際に位置情報などを検索できるシステムを導入する場合の経費（登録手数料など）１万円を上限として助成します。
※機器利用に係る費用（月額基本料金など）は全額自己負担となります。

介護マークの交付

対象となる方	市内に住所を有する、障がい者及び高齢者等の介護者や、介護ボランティアをしている方

介護者の精神的負担を軽減することを目的として、周囲の人に介護中であることを知ってほしいときに使用する「介護マーク」を交付します。

問合せ先 **福祉保険部 福祉総合相談室 福祉総務グループ** TEL 32-4111 内線 412

どなたでも利用できる介護予防事業



人生100年時代をいつまでも自分らしく

長橋の長和会館で開催されている地域版介護予防教室「なえぼ」の様子です。

（令和元年６月撮影）

緑色のＴシャツを着た介護予防サポーターが、体操の内容をわかりやすく説明してくれ、体力に自信のない方も安心して始めることができます。楽しく、笑える、筋力アップができる集いの場です。一人での運動は長続きしませんが、教室に参加することで、お互いに気遣い、支え合うことができ、「介護」が必要になる状態を「予防」することができます。

地域版介護予防教室でつながる人の輪が広がっています。

認知症予防教室

65歳以上の方を対象に、簡単な計算や読み書き、塗り絵など、認知症予防を目的とした脳の活性化を促す教室を開催しています。「最近物忘れが気になる」「認知症を予防したい」など、関心のある方は、教室に参加してみませんか。

参加者募集は、広報おたるなどでお知らせします。

認知症予防講演会

認知症についての正しい知識や理解の普及啓発のため、年に１回、「小樽認知症の人を支える家族の会」などと共催で講演会を開催しています。

詳細は、広報おたるなどでお知らせします。

介護予防フェア

介護予防に必要な知識を広めるため、楽しみながら参加することができるイベントを地域包括支援センターや医療や介護などの専門職と連携し、毎年、市内5か所で開催します。

詳細は、広報おたるなどでお知らせします。

地域版介護予防教室

65歳以上の方を対象に町内会館等で介護予防に取り組む教室を実施し、令和3年4月時点で22教室あります。

ボランティアの介護予防サポーターを中心に、ストレッチや筋力トレーニング、レクリエーションなどを皆さんで楽しく行います。

定員に空きがある教室は、随時、参加者を募集しています。お気軽にお問合わせください。

介護予防サポーター養成講座

毎年、6月～10月に介護予防サポーター養成講座を開催し、「地域版介護予防教室」を自主運営するボランティアを養成しています。

現在ある教室を維持するだけではなく、新たな地域で教室を開設するためには、多くのサポーターの協力が必要です。

受講生募集は、広報おたるなどでお知らせします。



シニアからだづくり教室

65歳以上の方を対象に、体力の向上を目的としたストレッチや筋力トレーニング、有酸素運動を市内のスポーツクラブ等で実施します。

参加者募集は、広報おたるなどでお知らせします。

問合せ先

福祉保険部
福祉総合相談室
地域包括ケアグループ

TEL 32-4111
（内線 313）
FAX 33-1128

認知症などに関する事業について

小樽オレンジかふぇ（認知症カフェ）



同じ悩みを分かりあえる居場所を作りたかった

銭函で開催されている小樽オレンジかふぇ「おさんぽカフェ店」の様子です。

（令和元年５月撮影）

認知症の当事者という人もいれば、家族が認知症という人、ケアマネジャーやヘルパーといった介護職に就いている人、地域の人と顔ぶれはさまざま。店内はバリアフリーで、思い思いに注文したドリンクが運ばれ、スタッフの心温まるおもてなしに気持ちが優しくなる。

中国の楽器「二胡の演奏会」が開かれ、「ハウルの動く城～世界の約束～」「涙そうそう」など、二胡の奏でる音色に心が和む。「この間、レジで支払う金額を間違えたよ」、「よくあることです」といった認知症に関するエピソードで花が咲く。このカフェを運営しているのはケアマネジャーのＳさん。皆をもっと笑顔にするために、日々企画を検討中。

認知症初期集中支援チーム

認知症は誰もがかかる可能性のある病気です。認知症の方と家族が安心して暮らせる地域をつくることが大切です。

40歳以上で認知症の疑いがあり、医療や介護のサービスを受けていない、又は中断している方などに、地域の医師と医療・介護の専門職がチームとなって、包括的・集中的に支援を行い、自立生活のサポートを行います。

市や地域包括支援センターに、お気軽に御相談ください。

認知症サポーター養成講座

認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を温かく見守り支援する応援者を「認知症サポーター」といい、市は認知症サポーター養成講座を開催しています。対象となる方は、原則10名以上で町内会等の地域団体、企業、学校、お友達同士の集まりなどです。時間は60～90分程度で受講料は無料です。

認知症サポーターステップアップ講座

認知症であるために、生活の様々な場面で暮らしにくさを抱えている方がいます。ちょっとした手助けがあれば認知症の方や家族は、もっと安心して暮らしていくことができます。

市では、認知症サポーターを対象に、認知症について更なる理解を深めるための認知症サポーターステップアップ講座を開催します。詳細は広報おたるなどでお知らせします。

チームオレンジ

認知症の方や家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とする支援者をつなぐ仕組みを「チームオレンジ」と言います。地域包括支援センターでは、若年性認知症の方への支援も実施しております。地域包括支援センターに、お気軽に御相談ください。



生活支援コーディネーター

生活支援コーディネーターは、それぞれの地域でシニアの方が安心して暮らしていける仕組みづくりのお手伝いを行います。

地域における支え合い活動を「地域の視点で広げていく」ためのネットワークをつくります。お困りごとがある方は、生活支援コーディネーターへ御相談ください。

生活支援コーディネーターは、地域包括支援センターなどに配置されています。

問合せ先

福祉保険部
福祉総合相談室
地域包括ケアグループ

TEL 32-4111
（内線 313）
FAX 33-1128

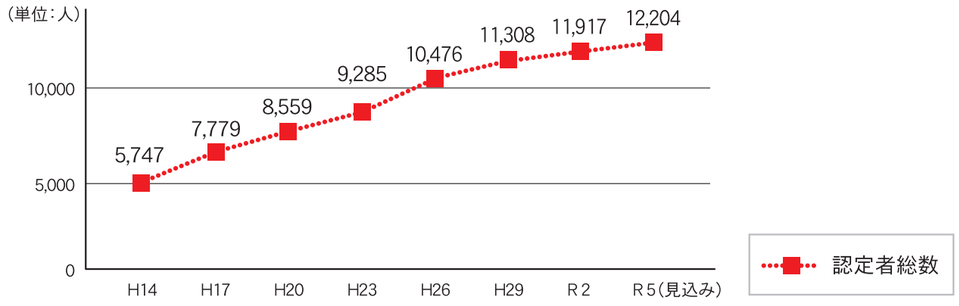
小樽市の状況

第１号被保険者数（65歳以上の方）と認定者総数

小樽市の第１号被保険者数は令和２年度末で45,913人となっており、今後は徐々に減少していくと予想されます。

一方、要介護及び要支援の認定者数は令和２年度末で11,917人となっており、今後も高齢化の進行に伴い、増加すると予想されます。

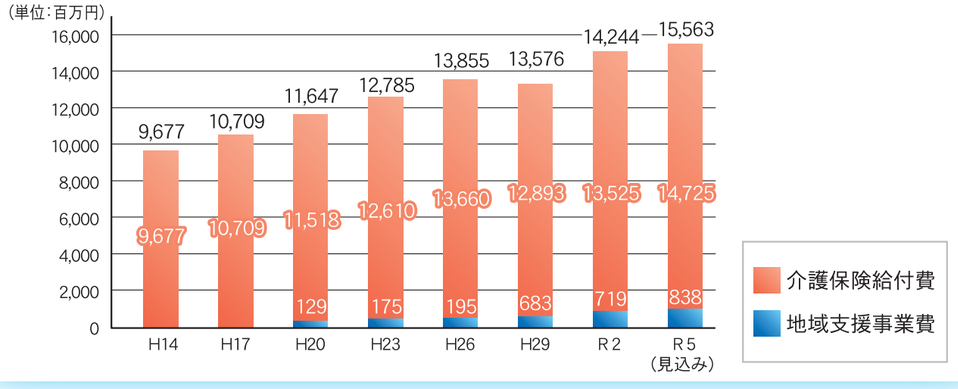
認定者数



介護保険給付費及び地域支援事業費の推移

介護保険給付費及び地域支援事業は、令和２年度決算見込みで約142億4千万円となっており、サービス利用が増えています。

介護保険給付費及び地域支援事業費の推移



介護保険料の決め方

第１号被保険者（65歳以上の方）

第１号被保険者の介護保険料は、小樽市の介護保険給付及び地域支援事業に係る費用から算出された「基準額」を基に、所得などに応じて段階的に決められます。

「基準額」の基本的な算出方法

（①介護保険給付及び地域支援事業に係る費用 × ②第１号被保険者の負担割合）÷ ③65歳以上の方の人数 ＝ ④介護保険料の基準額 年額 71,880円（月額 5,990円）

※市町村によって、介護保険料の基準額は異なります。

①令和３～５年度に必要となる介護保険給付及び地域支援事業に係る費用を見込みます。

※要介護（支援）認定者数の伸びや介護（介護予防）サービスの利用の伸びなどを参考にして見込みます。
小樽市では令和３年度～５年度の３年間で約454億円が必要になると推計しています。
（１年度当たりでは約151億円となります。）

②第１号被保険者の介護保険料でこの内の23％を賄います。

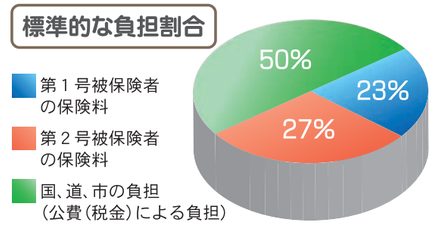
※介護保険給付費の負担割合について、小樽市は、高齢者中の後期高齢者（75歳以上）の割合と高齢者の所得状況の格差を調整する交付金が標準より多く国から交付されているため、実際の負担割合は23％より低くなっています。

※地域支援事業費には第２号被保険者の保険料による負担がなく第１号被保険者の負担割合が23％、公費による負担が77％となっているものがあります。

③第１号被保険者数で割り、１人当たりの保険料を算出します。

④①～③から小樽市の介護保険料の基準額は年額71,880円（月額5,990円）となります。

標準的な負担割合

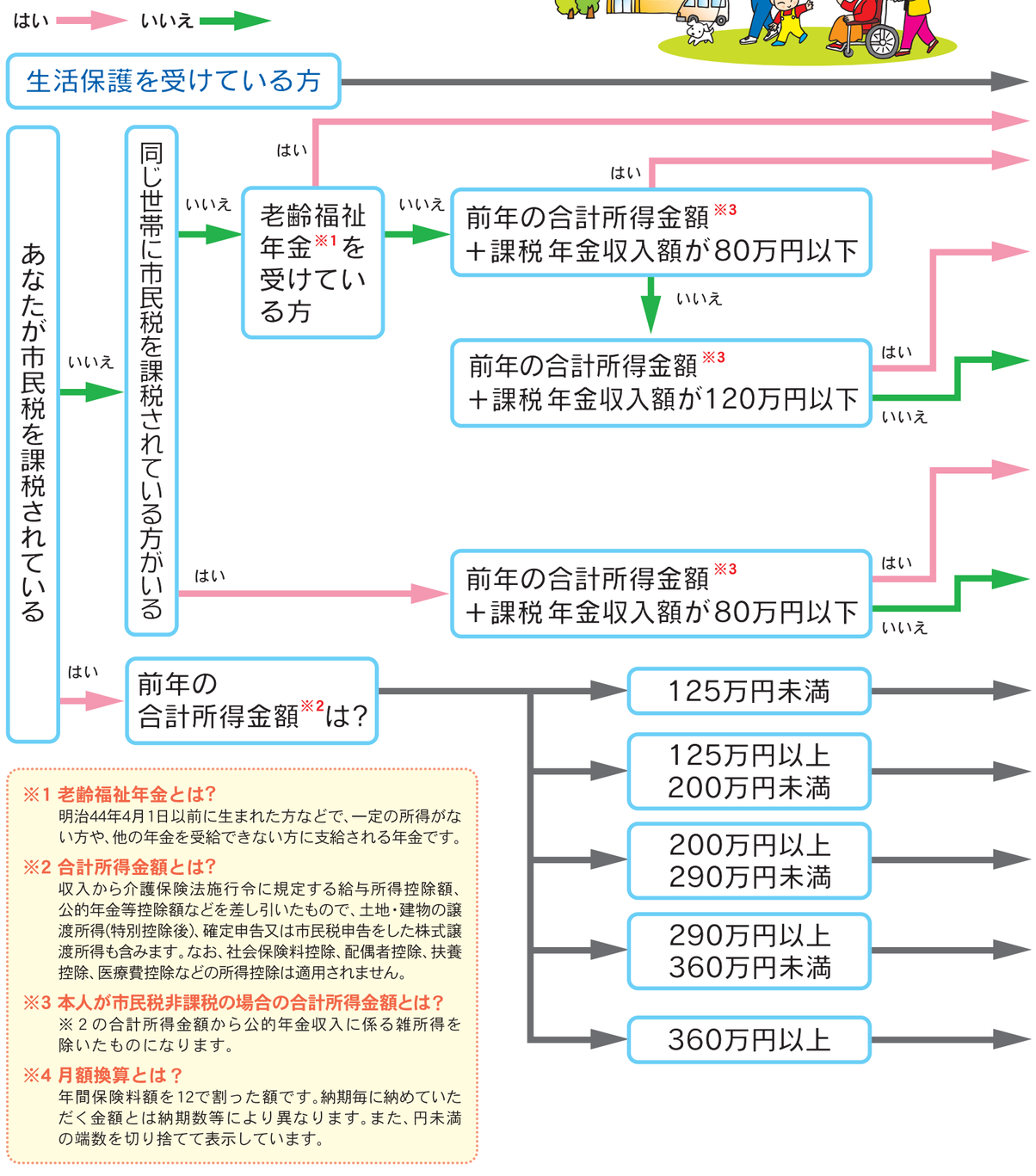


第２号被保険者（40～64歳で医療保険に加入している方）

第２号被保険者の介護保険料は、加入している医療保険（国民健康保険や職場の医療保険）の算出方法によって決められ、医療保険の保険料と一括して納めます。

65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料
あなたの保険料を確認しましょう





※1 老齢福祉年金とは？
明治44年4月1日以前に生まれた方などで、一定の所得がない方や、他の年金を受給できない方に支給される年金です。

※2 合計所得金額とは？
収入から介護保険法施行令に規定する給与所得控除額、公的年金等控除額などを差し引いたもので、土地・建物の譲渡所得(特別控除後)、確定申告又は市民税申告をした株式譲渡所得も含みます。なお、社会保険料控除、配偶者控除、扶養控除、医療費控除などの所得控除は適用されません。

※3 本人が市民税非課税の場合の合計所得金額とは？
※２の合計所得金額から公的年金収入に係る雑所得を除いたものになります。

※4 月額換算とは？
年間保険料額を12で割った額です。納期毎に納めていただく金額とは納期数等により異なります。また、円未満の端数を切り捨てて表示しています。

「基準額（71,880円）」を基にみなさんの所得などに応じて段階的に決められます。

所得段階	対　象　者	保険料率	令和3年度～年額(月額換算)※4
第1段階	●生活保護を受けている方 ●世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受けている方 ●本人及び世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.3	21,560円 (1,796円)
第2段階	●本人及び世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.42	30,190円 (2,515円)
第3段階	●本人及び世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円を超える方	基準額×0.7	50,320円 (4,193円)
第4段階	●本人は市民税非課税だが、世帯の誰かに市民税が課税されていて、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.9	64,700円 (5,391円)
第5段階	●本人は市民税非課税だが、世帯の誰かに市民税が課税されていて、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超える方	【基準額】	71,880円 (5,990円)
第6段階	●本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が125万円未満の方	基準額×1.2	86,260円 (7,188円)
第7段階	●本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	基準額×1.3	93,450円 (7,787円)
第8段階	●本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が200万円以上290万円未満の方	基準額×1.5	107,820円 (8,985円)
第9段階	●本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が290万円以上360万円未満の方	基準額×1.6	115,010円 (9,584円)
第10段階	●本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が360万円以上の方	基準額×1.8	129,390円 (10,782円)

※保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて３年ごとに設定されます。　※課税年金収入には、遺族年金、障害年金などの非課税年金は含みません。
※世帯は４月１日時点の状況で判断します。
※第１～３段階は消費税率引上げに伴う公費軽減実施後の料率と金額を記載しています。

保険料の納め方

老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金が
年額18万円以上の方

年金から差し引かれます（特別徴収）

年金の定期払いの際に、受給額から保険料があらかじめ差し引かれます。

※老齢福祉年金、寡婦年金などは、年金からの差引きの対象とはなりません。

介護保険料の特別徴収は、年6回ある納期の前半を仮徴収、後半を本徴収と称して、以下のとおり納めていただいています。

仮徴収			本徴収		
4月(1期)	6月(2期)	8月(3期)	10月(4期)	12月(5期)	2月(6期)
保険料は前年の所得などに応じて決まりますが、決定するまでの間の３回は、前年度の２月と同じ額を納めていただきます。			前年の所得などに応じて年間の保険料が決定し、仮徴収で納めていただいた額を差し引いた残りの額を３回で納めていただきます。		

＜具体例＞

	保険料の年額	4月	6月	8月	10月	12月	2月
令和２年度	71,880	11,900	11,900	11,900	12,180	12,000	12,000
令和３年度	71,880	12,000	12,000	12,000	12,080	11,900	11,900
		仮徴収			本徴収		

※仮徴収額が本徴収額より高額になる場合、８月に保険料額ができるだけ均等になるように調整し、保険料の平準化を図ります。

次のような場合には、年金が年額18万円以上でも、一時的に納付書で納める場合があります。

- 年度途中で65歳になった場合
- 他の市区町村から転入した場合
- 年度途中で年金の受給が始まった場合
- 年金が一時差止めになった場合
- 年度途中で保険料や年金額が変更になった場合

……など

老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金が
年額18万円未満の方

納付書や口座振替で納めます（普通徴収）

期日までに口座振替又は小樽市から送付されてくる納付書で、金融機関などを通じて納めます。

口座振替がおすすめです!

普通徴収の方には、便利で安心な口座振替がお勧めです。
納めに行く手間が省け、納め忘れの心配もありません。次のものを持って、小樽市又は小樽市指定の金融機関でお申込みください。

●保険料の納付書　●預(貯)金通帳　●印鑑(通帳の届出印)

※申込みから口座振替開始までの月や、残高不足などにより口座振替されなかった場合などには、納付書で納めることになります。



保険料の減免制度

介護保険料の減免制度について

特別な理由により介護保険料を納めることが困難な方に対して、以下のような減免制度があります。

低所得者に対する減免制度

以下の①～④全ての要件を満たす方が該当し、減免後は第1 段階の年間保険料(21,560円)が適用されます。(第1 段階の方は、保険料の２分の１の額(10,780円)が適用されます。)

①介護保険料段階

- 第１段階の方(ただし、生活保護受給者は除く)で老齢福祉年金を受給している方
- 第２段階～第10段階の方

②世帯の総収入(年額)

- 生活保護基準年額×1. 2倍以下であること。
  〈障がい者(１級から３級)の方や家賃を支払っている方は、右の額に加算されます。〉

対象となる世帯総収入の目安 (令和3年度)

	65～74歳	75歳以上
単身世帯	114万円	108万円
二人世帯	182万円	172万円

③預貯金の合計額

- 単身世帯の場合は150万円以下、その他の世帯は300万円以下(世帯員合計額)

④不動産の所有

- 原則として居住用以外の不動産を所有していないこと。

必要書類	○印鑑、○世帯員全員の収入が分かるもの(年金振込通知書、給料明細など)、○世帯員全員の預(貯)金通帳、○健康保険料が分かるもの(納付書など)、○家賃や借家料を証明するもの、○障がい者(１級から3級)手帳
申請期間	毎年7月１日から3月31日まで（土・日・祝日・年末年始は除きます）

そのほか、災害により財産に著しい損害を受けたときや、生計を維持している方の収入が特別な事情(死亡や長期入院、事業の休廃止など)により前年に比べて著しく減少した場合には、申請により保険料が減免される場合があります。詳しくは介護保険課計画・保険グループまでお問合せください。

保険料を納めないでいると

災害など特別な事情もないのに保険料を納めないでいると、滞納した期間に応じて次のような措置が取られます。保険料は収め忘れのないようにしましょう。

1年以上滞納すると
サービスを利用したときに費用がいったん全額自己負担となり、申請により後で費用の９割～７割(保険給付分)が支払われます

1年6か月以上滞納すると
サービス費用にかかる保険給付分の一部または全部が一時的に差止めとなります。

2年以上滞納すると
未納の期間に応じてサービスを利用したときの自己負担額が３割または４割に引き上げられたり、高額介護サービス費等が受けられなくなります。

そのほかの措置

督促・差押等
納期限を過ぎると**督促**が行われ、通常の保険料だけでなく、延滞金などが徴収される場合もあります。督促の納期限を過ぎても、なお納付されないときは、差押えなどの処分を受ける場合があります。